



地域主権と道州制の法的問題点

(早稲田大学現代政治経済研究所特別研究員)

林 勝美

元：熊本大学大学院法曹養成研究科（法科大学院）教授

熊本大学大学院法曹養成研究科（法科大学院）での最終講義は、「地域主権と道州制の法的問題点」としてとりまとめ、講義をした。道州制については、拙著の『道州制問題の法的視点』（平成20年、ぎょうせい）に述べているように憲法上からも、また住民自治論からも多くの法的問題が横たわっている。

それにもかかわらず、政権党である民主党は、地域主権戦略大綱に「第9 自治体間連携・道州制」（平成22年6月22日閣議決定）を入れ、いわゆる「道州制」についての検討も射程に入れた。自民党、公明党、みんなの党、国民新党、新党改革、日本創新党も、道州制採用を掲げているので、危険水域に入ったとも言えよう。

話を本題に戻して、「地域主権と道州制の法的問題点」について、道州制違憲・反対論の立場から述べることにしたい。

まず、道州制の議論はその内容について、種々ニュアンスの相違はあろうが、概ね第28次地方制度調査会答申にある、①現在の都道府県を廃止し、これに変えて道又は州を置く、②地方公共団体は、道州と市町村の二層制とする、③道州の区画は全国を9、11、13の3通りにとりあえず考えようか。

もちろん、政党によっては「地域主権型道州制」を標榜するところもあるが、いずれにしても、都道府県を廃止する事がその基本となっている。

私の道州制に対する基本的考え方は、「道州制問題の法的視点」に述べた通りであるが、憲法92条に規定されている「地方自治の本旨」の文言は、明治21年の市制町村制の上論にある「隣保協同の精神」ではなく、広域地方公共団体である府県を含めた意味を有す

るものとして、「地方自治の本旨」の文言を考えて、これを新しく創設したとする、当時内閣法制局の入江俊郎論文が、その基礎となっている。この入江論文のこの部分は、これまで見過ごされてきたが、拙著でここに光を当てたと考えている。都道府県は、憲法上保障されており、憲法改正を経ずに道州制を採用する事は憲法違反であると考え。さらに、1000万人を超える人口の道州は、立法権・司法権を有するアメリカやドイツの州の2倍近くになるが、このような巨大な団体が、憲法上の地方公共団体とは、到底言えない。また、これまで47都道府県知事は、誰一人リコールで罷免されていないが、これよりはるかに人口の多い道州では明らかに罷免権は及ばないだろう。憲法92条が保障する住民自治の面から、問題と言えよう。

平成の大合併により、高山市は、香川県と大阪府よりも広く、島嶼部を除いた東京都とほぼ同じ面積（2177.67km²）となったが、このような団体が基礎的自治体と位置づけられるのか疑問と言わねばならない。

「理念なき合併」の結果、本庁所在地以外の周辺部の衰退は目を覆うばかりである。全国町村会の「『平成の合併』をめぐる実態と評価」の中の首長等現場の声に耳を傾けるべきであろう。道州制を採用すれば、必ず町村の消滅につながるだろう。

現在の都道府県が権限と財源の委譲を受けて人材を補強すれば、十分に都道府県で対応できると考える。

いずれにしても、「道州つくって自治減ぶ、民の声は届かない。」という結果になることを恐れる。